

ご自分の意思でカナダ国籍を取得された方々へ

1 「国籍喪失届」の提出はお済みですか？

ご自分の意思でカナダ国籍を取得された方については、その時点で日本国籍が失われる（国籍法第11条）とともに、「国籍喪失届」を提出いただく義務が生じます（戸籍法第103条）。

また、国籍喪失届が提出されず、日本の戸籍に引き続きその方の氏名が記載されているとしても、法的にはその方は既に日本国籍を喪失しています。

詳しくは、当館ホームページ

http://www.vancouver.ca.emb-japan.go.jp/jp/consular_j/consular_services/koseki_shomei_j/kokuseki_soushitsu_todoke.htm

をご参照願います。

2 日本国旅券の発給を受けることは、旅券虚偽申請罪、旅券不実記載罪の対象となり得ます。

日本国旅券（パスポート）は、日本国籍者にのみ発給されるものですので、ご自分の意思でカナダ国籍を取得された方は、日本国旅券の発給を受けることはできません。

このような観点から、当館では、日本国旅券の発給を申請される方に対して、カナダ滞在資格を確認できる書類（カナダ滞在査証、永住権証（PRカード）等）を提示いただいておりますので、ご協力願います。